新潟県職員中国黒龍江省派遣研修要綱

1　目　的

この研修は、友好県省協定に基づいて職員を中国黒龍江省に派遣することにより、中国との経済、文化の交流を促進するために必要な知識と中国語力を習得させ、日本海側における国際交流拠点としての本県の発展に資することを目的とする。

2　研修の内容

黒龍江大学及び黒龍江省政府において研修する。

なお、必要により派遣前に中国語研修を実施する。

3　研修期間

原則として黒龍江大学で１年以内、黒龍江省政府で２年以内。

ただし、知事が必要と認める場合は、必要な最小限の期間を延長することができる。

4　研修対象職員

新潟県職員（教育職員、警察本部職員を除く。）で次の各号に掲げる要件に該当する者。

(1) 研修に必要な基礎的知識及び学力を有する者

(2) 黒龍江省へ派遣する年の４月１日現在で、年齢が 25 歳以上 39 歳未満で勤続年数が２年以上の者

(3) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ、学習意欲が旺盛である者

5　研修職員数

研修職員数は、１名とする。

6　研修希望の申し出

研修を希望する職員は、研修意向調書（別記様式１）により所属長へ申し出るものとする。

7　研修生の決定

(1) 研修生は、総務部長の選考結果を受けて、知事が決定する。

(2) 選考の手順は、次のとおりとする。

ア　所属長は、申し出のあった者を含む全職員の中から適任者を推薦するものとし、研修推薦書（別記様式２）に研修意向調書を添え、部局長（地域振興局長を含む。以下同じ。）を経由して総務部長に提出する。

イ　総務部長は、推薦のあった者の中から書類審査及び面接審査により研修生を選考する。

ウ　総務部長は、知事の決定及び黒龍江省の受入承認を得たうえで、別記様式３及び別記様式４により本人、所属長及び部局長にその旨通知する。

８　研修生の服務及び給与等

(1) 黒龍江省への派遣は、出張命令による研修とする。

(2) 研修生の給与は県が支給する。

９　研修期間中の災害に対する措置等

(1) 研修生が災害を受けた場合には、県において地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところに従い措置するものとする。

(2) 研修期間中における研修生の医療等については、県と黒龍江省の協議するところによる。

１０　研修生の義務

(1) 研修生は、研修期間中においては、黒龍江大学及び黒龍江省政府での研修に専念するものとする。

(2) 研修生は、原則として毎月、所属長に対し研修の報告を行うものとする。

(3) 研修生は、研修修了後速やかに、別記様式５の研修修了報告書を総務部長に提出しなければならない。

１１　研修の取消

総務部長は、研修生が次の各号に該当する場合は研修を取り消すものとする。

(1) 心身上の理由により研修の継続が困難になった場合

(2) 研修実績が著しく不良である場合

(3) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格でないと認められる場合

１２　経費の負担

(1) 次の経費については、黒龍江省と協議のうえ県が予算の範囲内で負担することができる。

ア　研修旅費

イ　派遣前の中国語研修費

(2) 次の経費については、黒龍江省と協議のうえ原則として黒龍江省が負担する。

ア　黒龍江大学の授業に必要な費用

イ　黒龍江省の勤務に必要な費用

ウ　住居等の日常生活に必要な費用

１３　契約の締結

知事は、必要があると認めるときは、黒龍江省と協定を締結するものとする。

１４　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附　則　この要綱は、昭和６３年１２月２７日から施行する。

この要綱は、平成１９年　８月　１日から施行する。

この要綱は、令和　４年　４月　１日から施行する。

様式１

年度　中国黒龍江省派遣研修意向調書

年　　月　　日

所　属　名			職　　名	
ふりがな 氏　　名		男 女	生年月日 （年齢）	年　　月　　日 （　　歳）
現　住　所	〒 （TEL　　－　　－　　）		最終学歴 （学部・学科）	年　　月卒業
県　採　用	年　　月　　日		当県勤続	年　　月
担当職務の内　　容				
研修受講歴 （研修名・受講年）				
語　学　力 （資格・取得年）	中国語会話力　（ ある　普通　ない ） 中文和訳力　（ ある　普通　ない ） 和文翻訳力　（ ある　普通　ない ）		中国語の学習経験（ 有・無 ） ［内容］ 他の語学力（　　）	

研修についての意向（希望理由・習得したい能力・研修への期待）

注１）年齢及び当県勤続年月は、派遣年の４月１日を基準日とする。（１か月未満切り捨て）
注２）研修受講歴は、階層別研修を除いた主な県職員研修課程名を記入する。

様式２

年度 中国黒龍江省派遣研修推薦書

第　　号
年　月　日

総 務 部 長　　様

（所属長）

次の職員を、　年度研修生として推薦します。

被推薦者 （職名・氏名）	
所属長の 推薦意見	

注１）職場における研修等への取組状況など日頃の能力向上意欲・姿勢についても記載すること。

注２）本人の研修意向調書を添付し、職員ごとに別葉とすること。

様式３

中国黒龍江省派遣研修生決定通知書

人　第　　号
年　月　日

（所属・職・氏名）　　様

総 務 部 長

　あなたを、　年度中国黒龍江省派遣研修の研修生として決定したので、通知します。
　ついては、今後の手続き等について指示するところに従い、遺漏のないよう願います。

記

１　研修機関

２　研修期間　　年　月　日から　年　月　日

様式４

人　第　　号
年　月　日

（所属長）　　様

総 務 部 長

中国黒龍江省派遣研修生の決定について（通知）

　貴職から推薦のあった下記職員を、　年度中国黒龍江省派遣研修の研修生として決定したので通知します。
　ついては、今後の手続き等について指示するところに従い、遺漏のないよう願います。

記

１　職・氏名

２　研 修 先

３　研修期間　　年　月　日から　年　月　日

様式５

派遣研修修了報告書

年　月　日

総 務 部 長　様

所　　属
職・氏名

私は、下記のとおり研修を修了しましたので、報告します。

記

１　研修機関

２　研修期間　　年　月　日から　年　月　日

３　添付書類　　研修概要報告